

**令和3年度決算  
地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び目的税の使途について**

**1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）**

平成26年4月及び令和元年10月に消費税率が引き上げられたが、その趣旨は「社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）」の財源確保のためであることから、県及び市町村においては、引上げ分の税収は、社会保障施策を要する経費に充てるものとする旨が地方税法に明記されている。

本市では、地方消費税交付金の増額分を子ども医療費助成事業や幼稚園・保育所等給付費などの財源として充当している。

使途目的：社会保障の充実（1,327,869千円）

(単位 千円)

分野	事業名	令和3年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
子ども・子育て	子ども医療費助成事業	442,443	52,384	0	1,907	<b>275,963</b>	112,189
	幼稚園・保育所等給付費	5,310,293	3,881,446	0	94,620	<b>948,592</b>	385,635
	地域子ども・子育て支援事業	449,088	303,773	0	0	<b>103,314</b>	42,001
合計		6,201,824	4,237,603	0	96,527	<b>1,327,869</b>	539,825

【根拠法令】地方税法（地方消費税の使途）

第72条の116 道府県は、前条第2項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第2項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策を要する経費に充てるものとする。

**2 都市計画税**

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の費用に充てるため、都市計画区域内の土地や家屋の所有者に対して課税される目的税である。

本市では、過去に実施した公共下水道整備事業や中心市街地再開発事業等に係る市債の償還金のほか、現在実施している街路整備事業の財源として充当している。

使途目的：都市計画施設の整備（442,633千円）

(単位 千円)

分野	事業名	令和3年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
現事業年度	県営道路整備事業負担金	19,998		17,900		<b>1,927</b>	171
起債償還	まちづくり交付金事業	83,431				<b>76,645</b>	6,786
	鹿屋地域街路等整備事業	3,434				<b>3,155</b>	279
	寿大通線	1,196				<b>1,099</b>	97
	公共下水道事業特別会計	391,666				<b>359,807</b>	31,859
合計		499,725	0	17,900	0	<b>442,633</b>	39,192

【根拠法令】地方税法（都市計画税の課税客体等）

第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもののうち同法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課すことができる。（略）

**3 入湯税**

入湯税は、鉱泉の保護のための施設整備や観光振興の費用に充てるため、温泉（鉱泉浴場）の入湯客に課税される目的税である。

本市では、観光振興に関する事業の財源として充当している。

使途目的：観光振興（98千円）

(単位 千円)

分野	事業名	令和3年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
振興光	観光PR誘客推進事業	29,770	9,915	0	10,131	<b>98</b>	9,626
合計		29,770	9,915	0	10,131	<b>98</b>	9,626

【根拠法令】地方税法（入湯税）

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉減の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課すものとする。